

PTA等共済だより

2013年第10号
2013/11/30発行
(不定期発行)

文部科学省生涯学習政策局
社会教育課PTA等共済室
直通電話：03-6734-2971
メール：pykyosai@mext.go.jp

■ 公益財団法人ボイスカウト日本連盟の共済事業の認可

新しい仲間が増えました！

文部科学省は、PTA・青少年教育団体共済法に基づき、公益財団法人ボイスカウト日本連盟からの共済事業の認可申請に対して、平成25年11月7日付けで認可を行いました。（平成26年4月開始）

文部科学大臣認可としては、公益社団法人全国子ども会連合会に次いで、2番目の団体です。

＜「そなえよつねに共済」の概要＞

死亡：20,000,000円※

後遺障害：900,000～30,000,000円（後遺障害の程度に応じて）※

入院：4,000円/日※ 通院：2,000円/日※ 手術：60,000円

※事故発生の日からその日を含めて180日以内を補償。

その他：補償の一部を再保険する。



ボイスカウト日本連盟
木村事務局長と石井さん

■ 「公益法人の各機関の役割と責任」について(平成25年10月21日内閣府資料から)

公益法人三法による法人の各機関の役割と責任の法定化

旧民法と異なり、公益法人三法では、公益法人を含む一般法人の各機関の役割や責任を明記しています。これにより、

① 法律の規定に基づき各法人が自律的に運営していくことが可能となりますが、その一方で

② 役割を適切に果たさない役員等は、責任追及の対象となることが法律で定められており、

③ 公益法人の場合、運営が是正されなければ、公益認定の取消しを受ける可能性もあります。



理事、監事、会計監査人、評議員と法人の関係化

○ 法人とその理事、監事、会計監査人及び（財団法人の）評議員は、委任の関係にあります。（64条、172条1項）

○ 民法の規定（644条）により、委任を受けた者（受任者＝理事・監事・会計監査人・評議員）は、「善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務」（＝善管注意義務）を負っています。

○ このため、理事、監事、会計監査人及び評議員は、常勤・非常勤、報酬の有無にかかわらず、その職責に応じた注意義務をもって職務に当たることが求められます。

理事、監事、会計監査人、評議員と法人の関係化

横領事件他相次ぐ不祥事を事例に、公益法人のガバナンスにおける留意事項や各機関（代表理事、理事会、監事、社員等）の責任等について記載されています。

ホームページ https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/other/pdf/20131021_kakukikan.pdf

■ FAQ Q1：保険法第2条において「保険契約」が定義されています。「保険契約」と「共済契約」とは異なるのでしょうか？

A1：保険契約、共済契約その他いかなる名称であるかを問わず、当事者の一方が一定の事由が生じたことを条件として財産上の給付（生命保険契約及び傷害疾病定額保険契約にあっては、金銭の支払に限る。以下「保険給付」という。）を行うことを約し、相手方がこれに対して当該一定の事由の発生の可能性に応じたものとして保険料（共済掛金を含む。以下同じ。）を支払うことを約する契約をいいます。この定義に該当するものは、名称が保険か共済かに関わらず「保険契約」であると言えます。すなわち、共済も保険法の対象であるとされています。

Q2：保険や共済を考える上で「収支相等原則」が基本であると聞きますが、法的な根拠はありますか？

A1：保険法やPTA等共済法等に根拠があるわけではありません。加入者同士がお互いに助け合うという「保険」や「共済」の経済的な役割を考えると、収入する保険料（共済掛金）総額と支出する保険金（共済金（及び諸経費））総額とが相等しくなるように保険料を定める必要があると言われています。共済掛金の総額と、共済金の総額及び諸経費の合計額との収支のバランスを図ることが重要です。

■ おしらせ

・理事会、団体内研修・勉強会への講師派遣も行っております。法人内の役員向け、単位PTA向け、事務職員向けと、内容についてもオーダーメイドで参加される方に合わせ対応しております。予定がある場合は、お早めに御相談ください。

・現在実施している共済事業の実施調査については、次回以降でご紹介いたします。

・安全普及啓発活動の事例の投稿を心よりお待ちしております。

・監督指針・検査マニュアルポイント解説は都合により今回はお休みさせていただきました。

次号の発行は、
12月下旬。

「幼稚園・保育所・認定こども園の保護者会活動（PTAなど）・学校支援活動に関するフォーラム」

日時：12月7日（土）14:00～16:45 参加費：無料（12月4日まで事前申込必要） 募集定員：100名

場所：国立総合児童センターこどもの城9階902～905研修室（東京都渋谷区神宮前5-53-1） 主催：文部科学省

共済事業認可をご検討中、あるいは認可を受けてこれから本格的な業務を開始する団体の皆さま、教育委員会のご担当者様、ご相談がありましたら、お気軽にPTA等共済室までご連絡ください。一緒に解決していきましょう！

■ 共済団体のご紹介★ 平成24年4月1日から事業を開始した先輩団体から

一般社団法人 札幌市PTA共済会（共済事業の認可日：平成24年2月1日）

当会は、PTA・青少年教育団体共済法の成立に伴い、それまで札幌市PTA協議会で行っていた安全互助事業を引き継ぎ、独立した形で事業を行う法人を設立いたしました。

設立にあたっては札幌市PTA協議会内に準備委員会を設け、PTA共済を行う必要性や将来のPTAにとっての共済会と協議会の役割など多岐に亘って議論し、総会において設立の承認を頂きました。準備期間は1年間を要し、予算執行等は理事会承認のもと行い、法人設立を議決したことにより、方向性はぶれずに進めることができました。

定款・規程・約款の作成等、法人設立には苦労が絶えませんでした。PTA役員や会員のみならず、北海道教育委員会担当者のご指導・ご助言をいただきながら、平成24年2月1日に認可にこぎつけ、同年4月から事業を開始いたしました。

当会では、共済期間を6月から翌年5月までとし、各学校の単位PTAの総会決議等で加入の手続きをとる、全員付保での一括加入方式としています。平成25年度は、市内308単位PTAの99%が加入し、10月31日現在、1,671件の共済金給付をしています。

『一人はみんなのために、みんなは一人のために』という相互扶助の精神のもと、市内の園児・児童・生徒の学校管理下外の事故、及び保護者等のPTA活動中の不慮の事故につき共済金の給付事業を行う一方、安全教育推進のための諸事業を行うことでPTAのスケールメリットを生かし、説明会や広報活動を行い更なる発展を目指し事業の充実をはかってまいります。（理事：鷲田潤弥）

札幌市PTA共済会事務局の皆さん

一般財団法人 青森県高等学校安全互助会（共済事業の認可日：平成24年2月24日）

当会は昭和49年7月発足ですが、同年5月に田名部高校漕艇部のボートが転覆し3名が死亡するという痛ましい事故が起きました。その為、制度を4月1日に遡って施行し、最初の死亡見舞金を給付しました。このことが大きな反響を呼び、互助精神の機運が一気に高まったことは、当時の関係者には忘れられない出来事になったようです。

その後次第に加盟校数も増え、事業発展と資産蓄積の経過をふまえて、昭和60年に財団法人の認可を受けました。そして、平成24年に共済事業の認可を得ることが出来ましたことは、何よりも前任者たちが築き上げてきた成果や努力の賜であると思っています。

本会の事業内容は、①共済金給付事業、②助成事業、③講演会及び研修会の開催や後援、④広報活動の4つを柱としています。

県内は6地区協議会に分かれています。助成金によってそれぞれの地区で研修会を行っています。昨年度は、「安心なインターネット社会を考える」「薬物で人生を失わないために」「薬物～子どもを取り巻く現実～」など保護者や生徒の関心が高い研修会でした。

これまで通り、本会と加盟校との信頼関係を維持すると共に、学校安全教育活動への助成など社会的な貢献を果たすことが求められています。事務局を切り盛りするのは、事務局長、次長、事務主任の3名です。県高P連業務を兼任し忙しくやっています。よろしくお願ひいたします。（事務局次長：田辺典忠）



青森県高等学校安全互助会事務局の皆さん

平成25年度 也区子ども会研究協議会



九州地区大会に参加(10/26-27)

PTA等共済室の動き

- 11月7日、公益財団法人ボーススカウト日本連盟に対して共済事業の認可。
- 11月9～10日、中国四国地区子ども会育成研究協議会に参加。（徳島市）
- 11月23～24日、指定都市地区子ども会育成研究協議会に参加。（広島市）
- 11月26日、一般社団法人日本共済協会のセミナーに参加。
- 11月27日、全国高等学校安全互助会連絡協議会第2回研修会（大宮）に参加。

■ 平成25年度第2回PTA等共済事務担当者会議のご案内

事務担当者会議（今年度第2回目）の日程についてお知らせいたします。今回の研修は、認可後の適正業務・監督事務が主な内容となります。正式な御案内については、12月中旬ごろご案内する予定です。

- ①自治体向け・・・平成26年2月6日（木）13:00～17:00
- ②共済団体向け・・・平成26年2月7日（金）13:00～17:00 会議後情報交換会の予定。

※ 認可申請を御検討中の団体は、個別に御相談くださいますようお願いいたします。

■ 編集後記

日経新聞朝刊に『動物の糸、植物の糸』というテーマの記事がありました。動物や植物が生み出す糸には、それぞれ厳しい環境を生き抜くために、人工の繊維にはない特質があり、耐久性が備わっている。人間は、そうした特質のある糸を見だし、豊かな文化を繋いできたという話でした。共済に転じて考えると、共済の実施内容は各県で異なります。それぞれ共済や団体の成り立ちに由来する形で工夫し実施されています。根拠のない時代、無数の糸を手繰り寄せ、「児童生徒等の健全育成」「安全かつ安心」「相互扶助」という特質ある糸を見出し、保険業法改正後には、皆で太く強い糸に紡ぎ合い、共済の文化を繋いできたと言えるのではないのでしょうか。（PTA等共済室 吉谷）